

資料提供

滋賀労働局発表

平成 29 年 6 月 22 日

担当

滋賀労働局労働基準部

健康安全課長 山口 久雄

健康安全係長 尾川 篤史

電話：077-522-6650



滋賀労働局労働基準部長が製造現場へ 安全パトロール

～ 7月1日から7日は全国安全週間 ～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）では、製造業等において死亡災害が増加していることを受け、「全国安全週間」（7月1日～7日）に合わせて、県内の安全意識の高揚を図るため、滋賀県を代表する製造業の事業場に安全パトロールを実施します。

《ポイント》

1 滋賀県内における、平成 28 年（1～12 月）の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、製造業で 414 人（前年比－6 人、－1.4%）、全産業で 1,354 人（前年比－5 人、－0.4%）と減少しましたが、労働災害による死亡者数は、製造業で 5 人（前年比＋4 人）、全産業でも 15 人（前年比＋7 人）と、大幅に増加しました。

また、労働者数 300 名以上の大規模製造業における死傷者数は、平成 22 年以降 7 年連続で 50 人を超えており、近年では比較的高い水準で推移しています。

今年においても、労働災害による死傷者数、死亡者数とも前年同時期を上回る水準で推移しており、憂慮すべき状況となっています。（参考資料 1～5）

2 厚生労働省、中央労働災害防止協会の主唱により、7 月 1 日から 7 日までを「全国安全週間」（6 月 1 日から 30 日までを「準備期間」）とし、各事業場に対し、安全活動への積極的な取組を呼びかけています。（参考資料 6）

3 事業場における自主的な取組に合わせて、滋賀労働局では、全国安全週間中に、滋賀県内を代表する製造業の事業場に対して、安全パトロールを以下のとおり実施します。

① 実施日時 平成 29 年 7 月 3 日(月) 13 時 30 分から

② 対象事業場 ダイキン工業株式会社 滋賀製作所
(滋賀県草津市岡本町 1000-2)

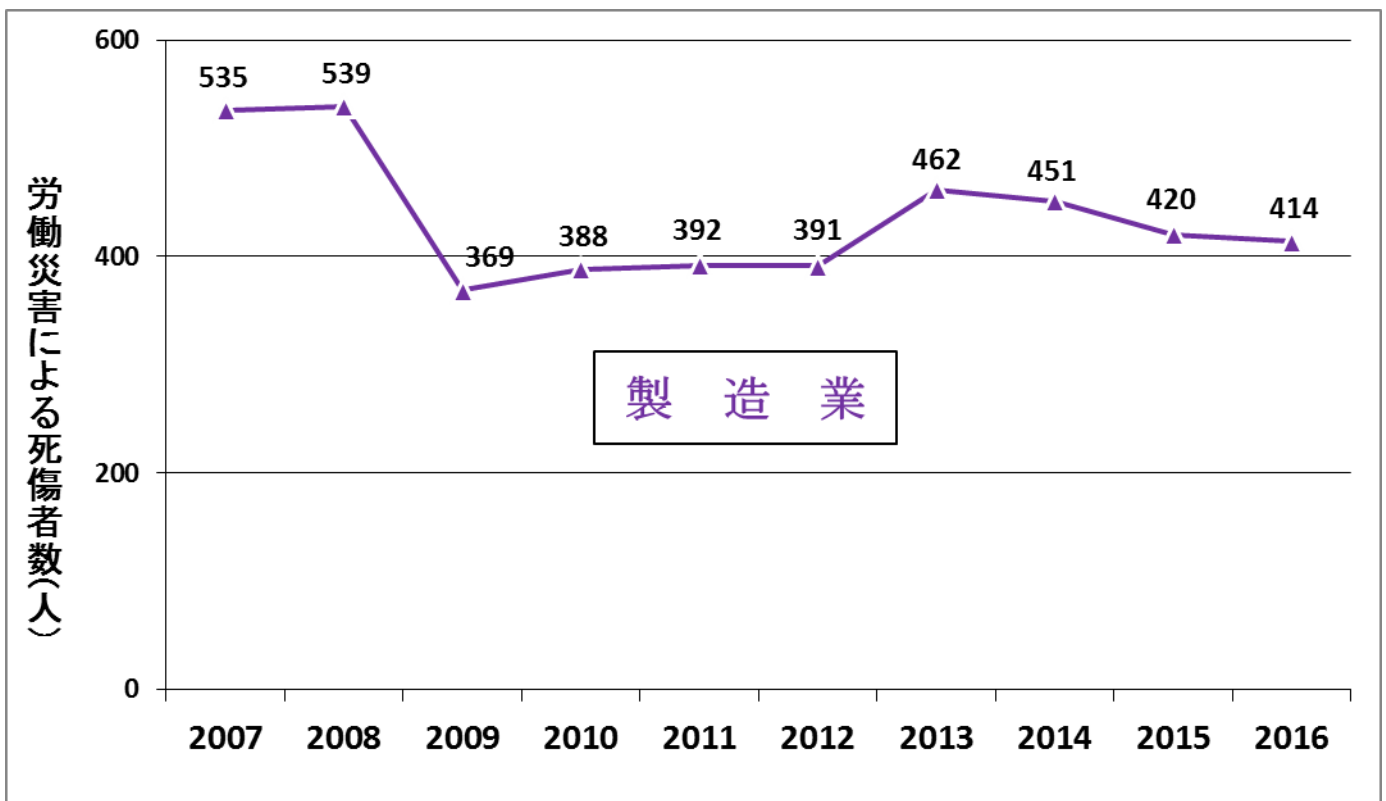
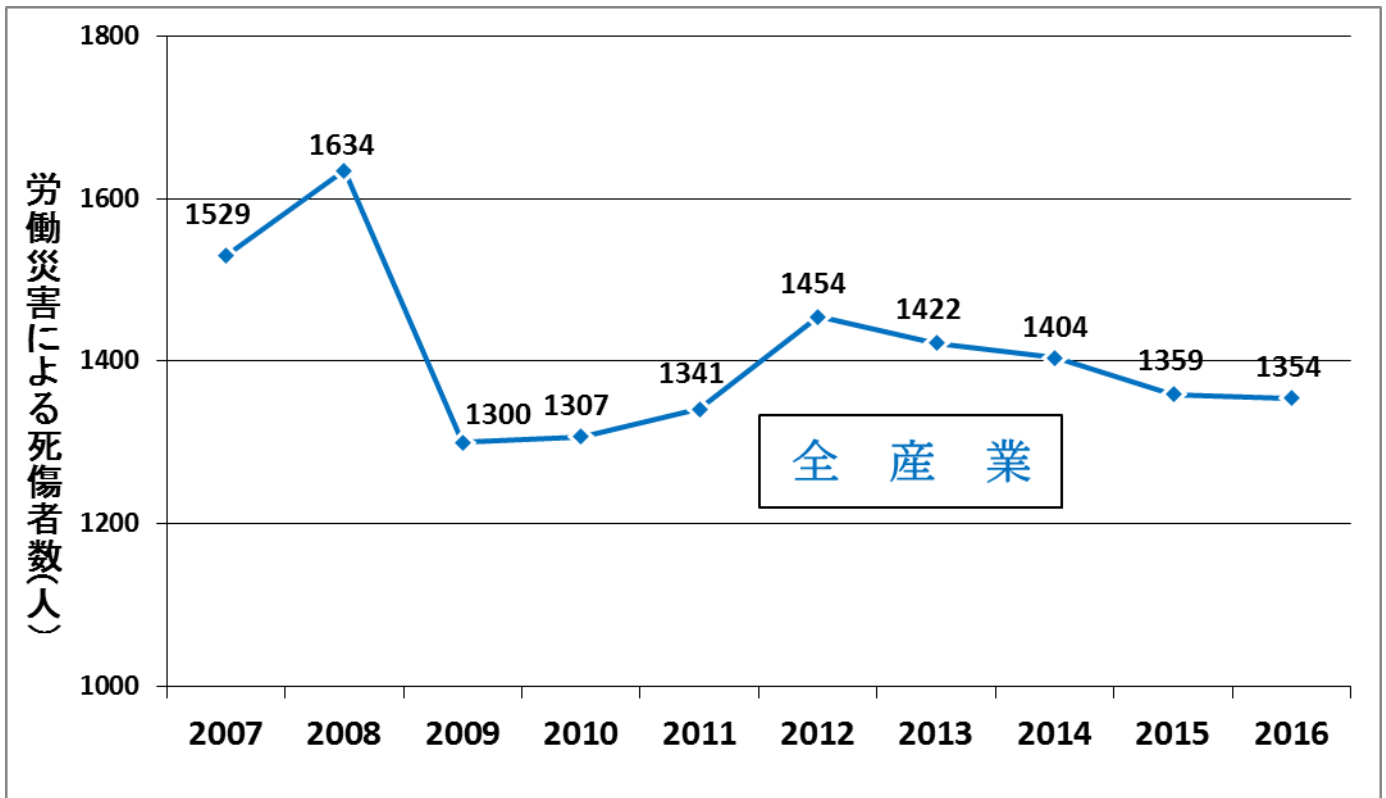
③ 出席予定者 滋賀労働局 労働基準部長以下 計 4 名
大津労働基準監督署 署長以下 計 2 名

※ 工場内では立入、撮影等をご遠慮いただく箇所もありますので、マスコミの方には、ダイキン工業株式会社の指示に従って取材されますようお願いいたします。

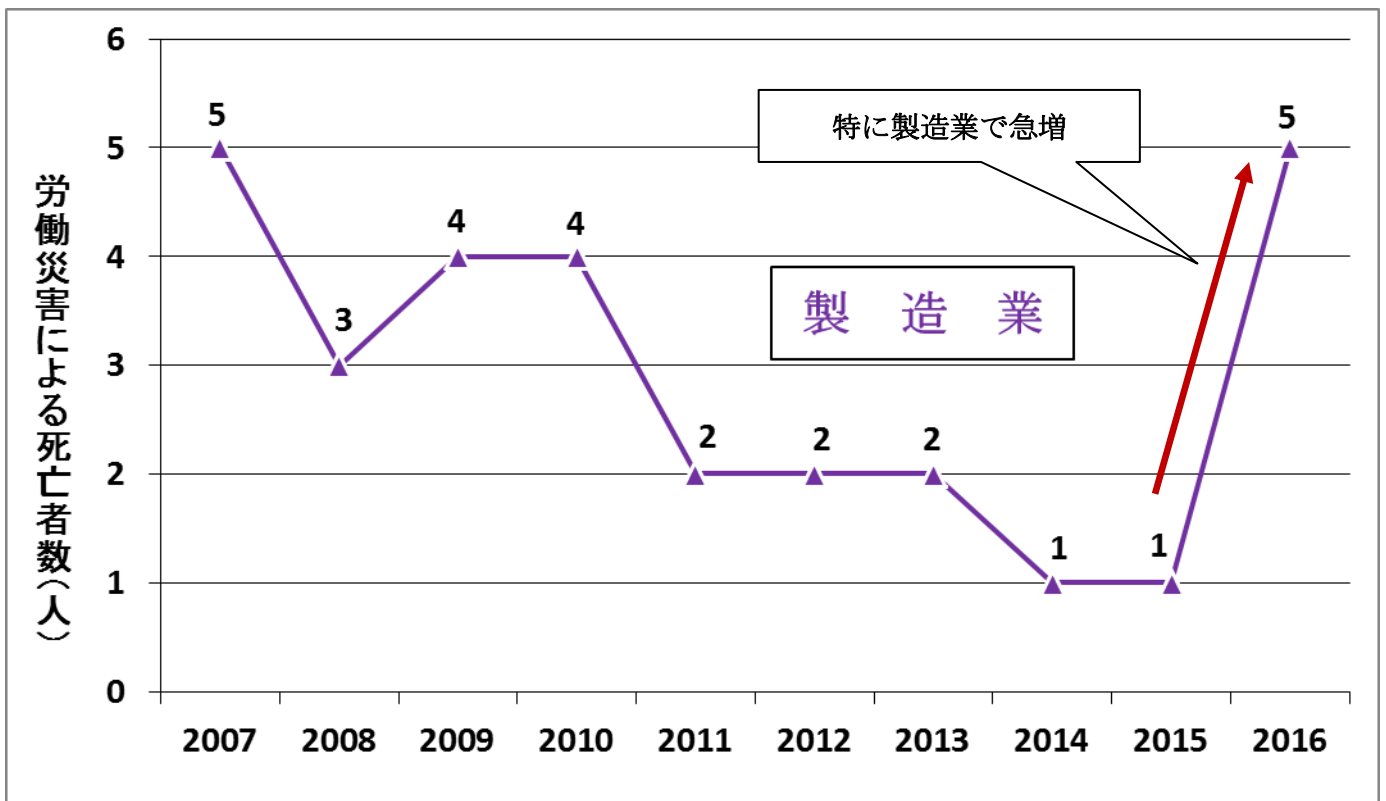
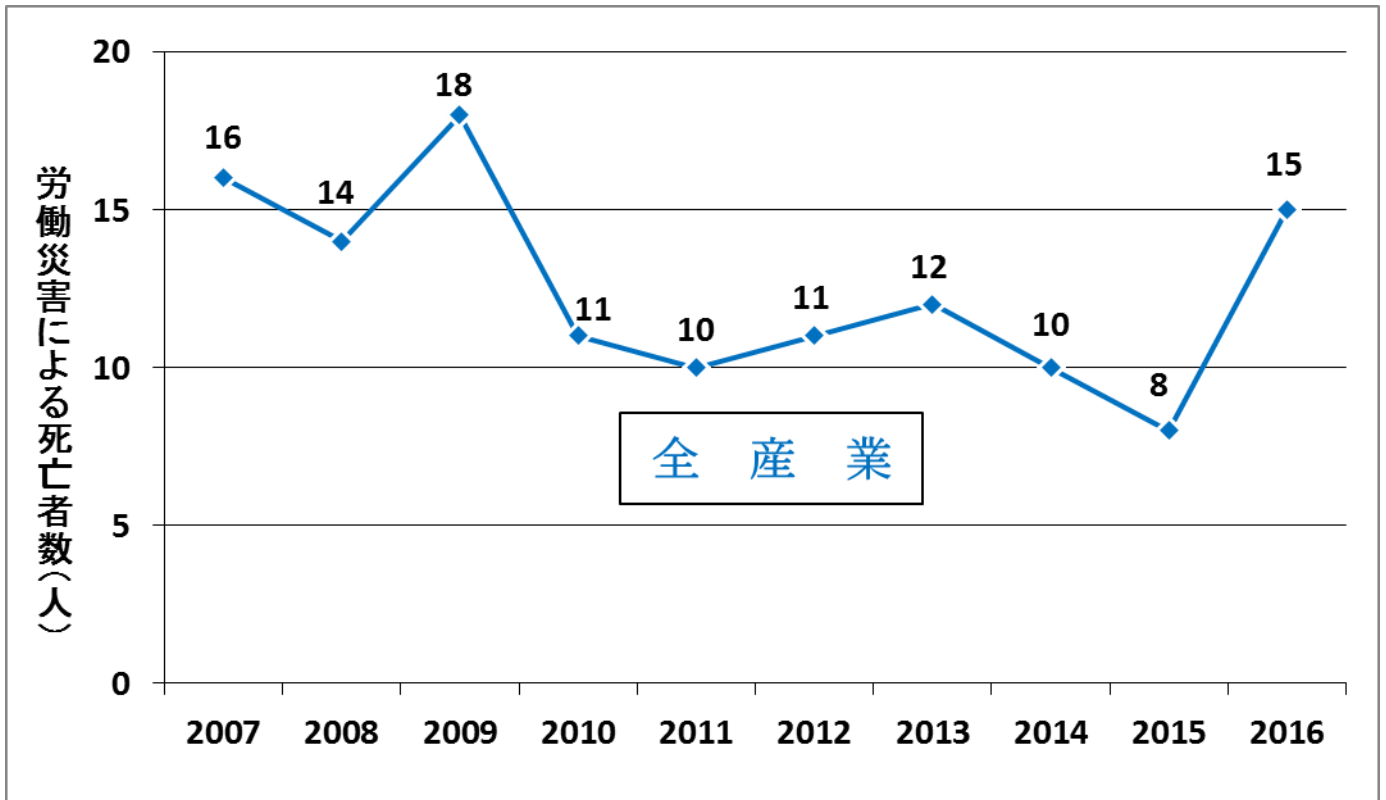
是非、当日の取材をお願いします

取材される場合は当日午前 10 時までに上記担当あてにご一報お願いします

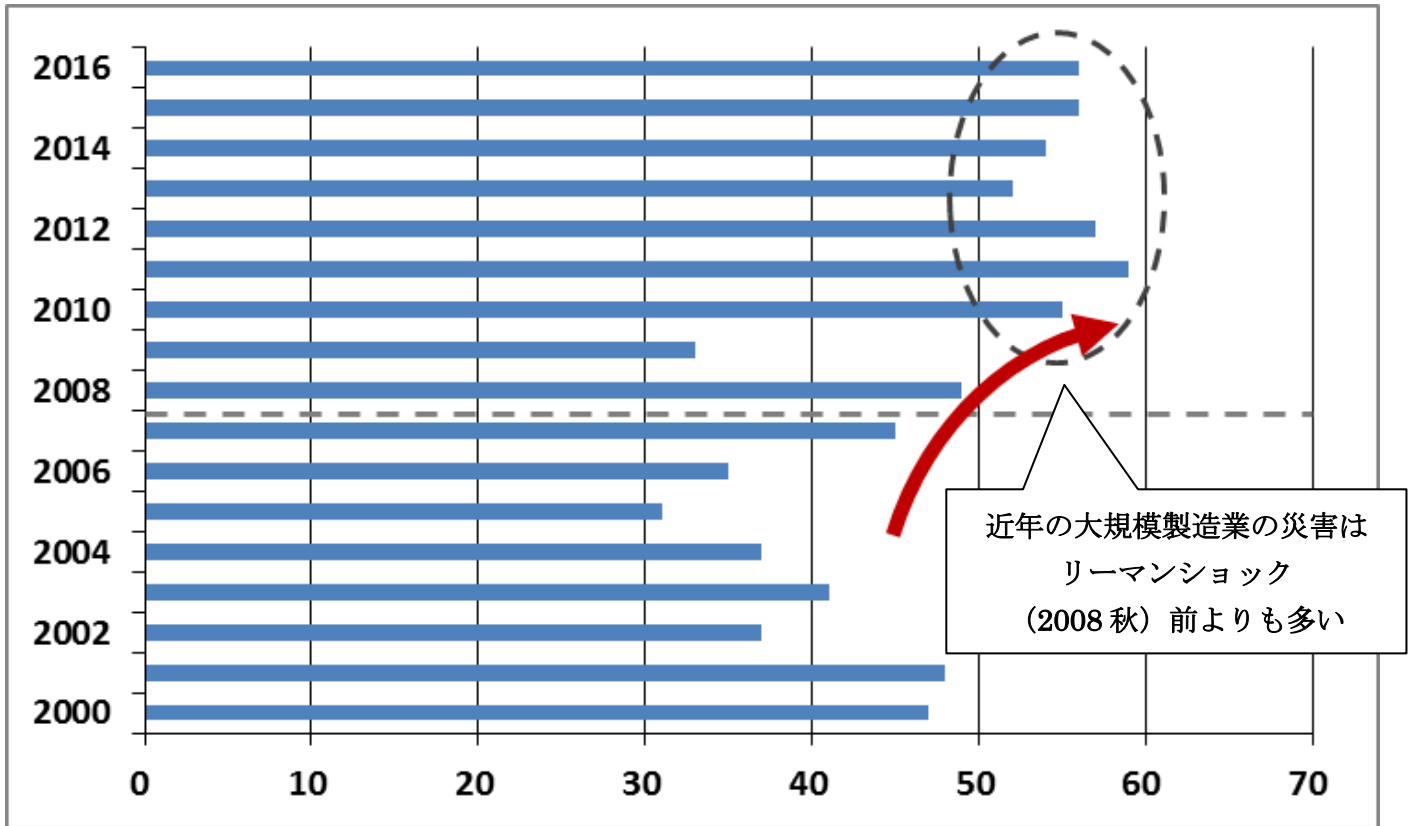
参考1 労働災害による死傷者数の経年推移（滋賀県）



参考2 労働災害による死亡者数の経年推移（滋賀県）



参考3 製造業における大規模事業場の労働災害発生状況（滋賀県）
（休業4日以上の死傷災害、労働者数300人以上事業場）



参考 4

様式1 業種別・署別労働災害発生状況（死亡または休業4日以上） 発生期間 平成29年1月1日～平成29年5月31日 平成29年5月末日現在 滋賀労働局

業種	滋賀全体				大津署				彦根署				東近江署										
	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率	本年	前年同期	増減	増減率							
	(1)	19	22	-3	-13.6	6	7	-1	-14.3	4	12	-8	-66.7	(1)	9	3	+6	+200.0					
食料品製造業																							
繊維工業																							
衣服、その他の繊維製品製造業																							
木材・木製品製造業																							
家具・装備品製造業																							
パルプ・紙・紙加工品製造業																							
印刷製本業																							
化学工業																							
窯業土石製品製造業																							
鉄鋼業																							
非鉄金属製造業																							
金属製品製造業																							
一般機械器具製造業																							
電気機械器具製造業																							
輸送用機械器具製造業																							
電気・ガス・水道業																							
その他製造業																							
[** 製造業計 **]	(2)	122	(1)	125	-3	-2.4	28	35	-7	-20.0	(1)	35	(1)	44	-9	-20.5	(1)	59	46	+13	+28.3		
鉱業																							
土木工事業																							
建築工事業	(1)	17	18	-1	-5.6	(1)	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(内 木造家屋建築工事業)																							
その他の建設業	(1)	11	14	-3	-21.4	(1)	4	6	-2	-33.3		3	5	-2	-40.0		4	3	+1	+33.3			
[** 建設業計 **]	(2)	33	40	-7	-17.5	(2)	17	19	-2	-10.5		7	12	-5	-41.7		9	9	0	0			
道路旅客運送業、その他																							
道路貨物運送業																							
[** 運輸交通業計 **]	(1)	45	50	-5	-10.0		17	14	+3	+21.4		12	12	0	0		16	24	-8	-33.3			
** 貨物取扱業 **																							
** 農業 **																							
** 林業 **																							
** 水産・畜産業 **																							
その他の事業	(1)	38	33	+5	+15.2		33	28	+5	+17.9		1	1	0	0		1	3	1	+2	+200.0		
(内 社会福祉施設)	(1)	174	(2)	145	+29	+20.0	87	(2)	80	+7	+8.8	(1)	98	33	+5	+15.2	49	92	+17	+53.1			
(内 清掃業)																							
(内 商業)	(1)	73	(1)	51	+22	+43.1	35	(1)	28	+7	+25.0	(1)	18	11	+7	+63.6	20	12	+8	+66.7			
(内 接客娯楽業)																							
*** 合計 ***	(6)	429	(3)	408	+21	+5.1	(2)	188	(2)	184	+4	+2.2	(2)	96	(1)	104	-8	-7.7	(2)	145	120	+25	+20.8

死亡災害発生状況

業種	本年	前年同期	増減	増減率
全産業	6	3	+3	+100.0
製造業	2	1	+1	+100.0
建設業	2	2	+2	+200.0
交通運輸事業			±0	±0
陸上貨物運送事業			±0	±0
林業	1	1	±0	±0
商業	1	1	±0	±0
その他の事業	1	1	±0	±0

増減率は、パーセント値で表示
上表の()内は死亡者数

※交通運輸事業は、運輸交通業のうち道路貨物運送業を除いたもの。
※陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業と貨物取扱業の陸上貨物の合計。

出典：休業4日以上の死傷災害は「労働者死傷病報告」による。死亡災害は労働基準監督署からの「死亡災害報告」による。

平成 29 年 死亡 災害 の 概 要

滋 賀 労 働 局

平成 29 年 5 月 末 現 在

番号	業 種 (規模)	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 状 況
1	建築工事業 3-2-9 (2名)	2月 14時頃	墜落、転落	防水工 20代	アルミ製の枠にガラスを取り付けた構造の屋根上で、防水工事の作業を行っていたところ、ガラスを踏み抜き、約9.2メートル下の建物床面に墜落した。墜落防止措置として安全帯の取付設備が設けられ、被災者は安全帯を身に付けていたものの、安全帯の使用が徹底されていないかった。
2	金属製品製造業 1-12-2 (2名)	3月 14時頃	高温・低温 の物との 接触	作業員 70代	被災者は、金属材料のバリを落とす作業に従事していた。バリ落とし作業終了後、作業に使用した油の入った容器を持ち運ぼうとしたところ、油をこぼし、すぐ横で使用していた石油ストーブに引火、被災者の衣服に燃え移り、両下肢等に火傷を負ったもの。被災後、2か月以上治療が行われていたが、死亡したもの。
3	小売業 8-2-9 (9名)	3月 17時頃	激突され	販売員 60代	被災者が所属する事業場は、農業機械の販売を業としている。被災者は、顧客が持ち込んだ耕うん機に新しいアタッチメントを試着するため、既に装着されていたアタッチメントを取り外す作業を行っていたが、うまく外れなかったため、耕うん機本体とアタッチメントの間に入ったところ、耕うん機が後進し、轢かれたもの。
4	畜産業 7-1-1 (2名)	3月 16時頃	墜落、転落	作業員 70代	ビニールハウスの屋根を張り替える作業を行う際、被災者は、フォークリフトのフォーク部分にパレットを9段積み、その上で作業を行っていたが、パレット上から約2m墜落したものの。
5	食料品製造業 1-1-9 (163名)	3月 10時頃	はさまれ、 巻き込まれ	製造工 40代	被災者は麺生地を製造する機械を運転する作業に従事していた。混練槽内で麺生地が自動で練られた後、槽が反転し、下方のホッパーに麺生地が落下する構造となっているが、被災者は、麺生地が落下した後、元の位置に戻る途上の槽と、機械外枠部との間に頭部をはさまれたもの。
6	その他の建設業 3-3-9 (1名)	5月 12時頃	崩壊、倒壊	はつり工 50代	敷地境界に9段積みされたブロック塀の撤去作業中、2段目のブロックにおいて縦方向の鉄筋をガス溶断するため、ブロックの2段目と3段目の境目を、チッパーを用いてコンクリートを破碎し、鉄筋が見える状態にした。被災者は、ガス溶断を行うのに問題がないか目視確認を行っていたところ、ブロック塀が倒壊し、倒れてきたブロックの下敷きになったもの。

※本資料は、県内等での同種災害の再発防止に資することを目的に作成しています。
速報性を重視しており、今後、加筆・修正を行う場合があります。

平成 29 年度全国安全週間実施要綱

1 趣旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 90 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成 28 年の労働災害については、死亡災害は 2 年連続で 1,000 人を下回る見込みである。

しかしながら、休業 4 日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）は前年より増加する見込みで、死亡災害についても平成 28 年 11 月から平成 29 年 2 月まで 4 か月連続で前年同月を上回っている状況である。これらの要因としては、基本的な安全管理の取組が労働者に徹底されていないこと、第三次産業においては、多店舗展開企業等の傘下の店舗等に安全担当者がおらず、安全活動が低調となっていることなどが考えられる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 29 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

**組織で進める安全管理 みんなで取り組む安全活動
未来へつなげよう安全文化**

2 期間

平成 29 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ① 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ② 安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥ 「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 継続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの普及促進
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

- (イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

イ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立入制限の実施

ウ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

エ 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - b 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - c 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - d 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

オ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保
- ③ 業種横断的な労働災害防止対策
 - ア 転倒災害防止対策（STOP！転倒災害プロジェクト）
 - (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
 - (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施
 - イ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
 - ウ 非正規雇用労働者等に対する労働災害防止対策
 - (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実
 - (イ) 非正規雇用労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
 - (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施
 - エ 熱中症予防対策（STOP！熱中症クールワークキャンペーン）
 - (ア) WBGT値（暑さ指数）による適正な作業環境管理、作業管理の実施
 - (イ) 計画的な熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）の設定
 - (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
 - (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患（糖尿病等）を踏まえた健康管理
 - (オ) 熱中症予防に関する労働衛生教育の実施